

## 第 4 期岸和田市男女共同参画推進計画(案)

### 1. 計画の基本的な考え方

#### ○計画策定の趣旨

本市における男女共同参画に関する現状の課題を整理し、本市の自治基本条例・男女共同参画推進条例の理念にのっとり、これからの 10 年間に市・市民・事業者・教育関係者が課題解決のため、何にどう取り組むのかを明確にしたものです。

本市では平成 4 年に「きしわだ女性プラン」、平成 13 年に「第 2 期きしわだ女性プラン」、平成 23 年に「岸和田市男女共同参画推進計画―第 3 期きしわだ女性プラン―」を策定し取り組んできました。このたび、令和 3 年からの計画策定に取り組むことになりました。

#### ○計画の期間

令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間としますが、途中 5 年(令和 7 年度)で計画の進捗状況と社会背景を検証し、後期 5 年の計画の見直しを行います。

#### ○背景となる条例や計画等

男女共同参画社会基本法

男女共同参画基本計画

大阪府男女共同参画推進条例

大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)

岸和田市総合計画

岸和田市自治基本条例

岸和田市男女共同参画推進条例

SDGS

### 2. 基本理念

誰もが暮らしやすい社会にいくために  
みんなで(男女が)力を合わせるまち きしわだ

### 3. 計画の基本課題

#### (1)男女共同参画意識が定着したまちづくり

子どものころから性別にかかわらず、男女共同参画の意識を育み、家庭や学校、職場や地域で男女共同参画の意識を定着させていきます。そのための意識づくりや体制づくりが必要です。

## (2)男女がともに働きやすいまちづくり

労働の分野における男女共同参画を促進するために、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を進める必要があります。また女性が労働分野において、その個性と能力に応じた活躍ができるように支援することが必要です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく市町村推進計画として位置付けます。

## (3)男女がともに活躍するまちづくり

社会のあらゆる分野での政策や意思決定の場における女性の参画を進めます。そのためには、女性の人材育成やしきみづくりが必要です。

## (4)男女がともに安心して暮らせるまちづくり

防災分野の男女共同参画は、地域にとって必要不可欠です。また、DVを防止するための取り組みや被害者への支援体制を整えることが必要です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

## 4. 第4期岸和田市男女共同参画推進計画の特徴

①10年計画として策定するが、5年で進捗状況を確認し新たな課題への対応も含め、見直しを行う。

②自治基本条例に基づき、市・市民・事業者・教育関係者の役割を明確にする。

③成果指標を設定する

④進行管理の体制を構築する(市・市民・事業者で組織する)庁内組織を設置する。

## 5. 第3期岸和田市男女共同参画推進計画の到達点と検証

① 岸和田市役所内の計画といった内容にみうけられ、地域や市民の生活を意識したものになっていない。

② 男女共同参画に関する具体的な各課の課題が、明確化されていないものがある。

各課の業務だけでなく、市民の生活や事業所、教育関係の課題に対する各課のアプローチに、「男女が共に参画すること」が明確化されていない。(課題解決に男女共同参画の手法を用いる発想がみられないものがある)そのため具体的な目標の設定や数値目標が見えてこず、第3期男女共同参画推進計画の実施計画と実績報告の成果がわかりにくい。

結果、各課にとっては、男女共同参画といっても業務との関連性が見えにくく、何をどうしたら良いかがあいまいになっている。

- ③ 進捗管理について、短期的に見た検証と長期的(計画期間の 10 年)にみた検証ができていないために、途中の修正や追加課題、時代に応じた課題対応ができていない。
- ④ 新たな課題への対応
- ⑤ 成果指標がないので、目標が達成されているのかいないのか、何が効果的であったのかないのかが検証できない。
- ⑥ 特に市の取り組みにおいては、努力目標ではなく数値目標を定め、進行管理や説明責任を求めることで改善をめざす。
- ⑦ 市においては、庁内でひとつになって、一つの目的やめざす目標に取り組めるような情報提供をし、組織の活性化や機能性を高める。また、今後、市がどのような施策に力を注ぐべきであるかの重要度を明確にする。

## 6. 令和 2 年度の各審議会で検討予定の概要

### 第 1 回 7 月 16 日(木) 計画の基本的な考え方やスケジュールの確認

計画の概要や基本目標について議論する

その後、第 2 回までに

・市民意識調査、関係する計画、庁内各課のヒアリングや関係団体のヒアリング、高校生との意見交換会、市民意見交換会の結果を各委員に送り、その都度書面での意見をいただく

### 第 2 回 10 月 1 日(木) 計画の素案の検討

本市の男女共同参画についての課題と基本目標を確定し、それに伴う施策を検討する

男女共同参画推進本部会議

### 第 3 回 11 月 5 日(木) 第 2 回審議会での素案について、庁内の調整結果を受けて修正案の検討

### 第 4 回 12 月 14 日(月) 計画案をまとめる

男女共同参画推進本部会議で最終案の確認→パブコメへ

### 第 5 回 2 月 18 日(木) パブコメの結果報告と調整

(3 月 15 日には成果品納入予定)